

## 公文書の公開を請求された方へ

- 1 公開請求の受付の日から起算して15日以内に、公開をするか決定して、通知書をお送りいたします。
- 2 やむを得ない理由があるときは、15日の決定期間を30日まで延長することがあります。この場合も、受付の日から起算して15日以内に、その延長について通知書をお送りいたします。
- 3 公開する場合は、公開の日時及び場所を通知いたします。
- 4 公開請求及び閲覧に係る手数料は、無料です。
- 5 公開された公文書の写しを必要とする場合は、写しの作成費用を負担していただきます。費用は、1枚につき10円です。(B5～A3サイズで白黒の場合)
- 6 わからないことやご意見等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

### 問い合わせ

石垣市総務部総務課法制係（市政情報センター）

電 話 0980-82-1216

FAX 0980-83-1427